

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更（閣議決定案）

別記

1. 定義

この別記において、「判断の基準」、「配慮事項」は下記のとおりとする。

「判断の基準」：本基準を満たすものが「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等として、毎年度の調達目標の設定の対象となる。

「配慮事項」：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項

2. 紙類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

北用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
フォーム用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
インクジェットカラープリンター用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

OCR用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率50%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【印刷用紙】

印刷用紙 (カラー用紙を除く)	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工されていないものについては、白色度70%程度以下であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
印刷用紙(カラー用紙)	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【衛生用紙】

トイレットペーパー	【判断の基準】 古紙配合率100%であること。
ティッシュペーパー	【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

文具類共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみを上記の判断の基準を適用する。</p>
シャープペンシル	【配慮事項】 残芯が少ないこと。
シャープペンシル替芯	〔容器に適用〕
ボールペン	【配慮事項】 芯が交換できること。
マーキングペン	【配慮事項】 消耗品が交換又は補充できること。
鉛筆	
スタンプ台	【配慮事項】 インク又は液が補充できること。
朱肉	
印章セット	【配慮事項】 液が補充できること。
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	〔巻紙(スリーブ)又はケースに適用〕
ステーブラー	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。
ステーブラー針リムバー	
連射式クリップ	
事務用修正具(テープ)	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
事務用修正具(液状)	〔容器に適用〕

クラフトテープ	<p>【判断の基準】 製品本体については古紙配合率 40%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。</p>
粘着テープ(布粘着)	<p>【判断の基準】 製品本体については再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。</p>
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
マグネット(玉)	
マグネット(バー)	
テープカッター	
パンチ(手動)	
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	
紙めくりクリーム	[容器に適用]
鉛筆削(手動)	<p>【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離又は分別の工夫がなされていること。</p>
OAクリーナー(ウェットタイプ)	[容器に適用]
OAクリーナー(液タイプ)	<p>【配慮事項】 内容物が補充できること。</p>
レターケース	
マウスパッド	
OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)	
カッターナイフ	
カッティングマット	<p>【配慮事項】 マットの両面が使用できること。</p>
デスクマット	
OHP フィルム	<p>【判断の基準】 再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上使用されていること。</p>
絵筆	
絵の具	[容器に適用]
墨汁	[容器に適用]

のり（液状）	〔容器に適用〕
のり（澱粉のり）	【配慮事項】 内容物が補充できること。
のり（固形）	〔容器・ケースに適用〕
のり（テープ）	【配慮事項】 消耗品が交換できること。
ファイル	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
バインダー	【配慮事項】 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。
アルバム	
つづりひも	
カードケース	
事務用封筒（紙製）	【判断の基準】 古紙配合率 40%以上であること。
けい紙	【判断の基準】 古紙配合率 70%以上であること。 塗工されているものについては塗工量が両面で 30 g/m ² 以下であること、また、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。
起案用紙	
ノート	
タックラベル	【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材が使用され、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
インデックス	
付箋紙	
黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
ごみ箱	
リサイクルボックス	
缶・ボトルつぶし機	
名札（机上用）	
名札（衣服取付型・首下げ型）	

備考) 1 「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等）等をいう。

2 「バインダー」とは、MPバインダー、リングバインダー等をいう。

- 3 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 4 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

4. 機器類

(1) 品目及び判断の基準等

いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ロ - パ - ティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/㎡以下であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---	--

備考) 1 ホワイトボードとは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度の調達総量（点数）に占める基準を満たす物品の数量（点数）の割合とする。

5 . O A 機器

5 - 1 コピー機等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>コピー機</p> <p>複合機</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>< 共通事項 > 古紙配合率 100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>< 個別事項 > コピー機 ア．コピー機（毎分 86 枚以上の複写が可能なもの、カラーコピー機能を有するもの及び大判コピー機を除く。）にあつては、表 1 に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．大判コピー機（カラーコピー機能を有するものを除く。）にあつては、表 3 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>複合機 複合機（大判複合機を除く。）にあつては表 4 に示された区分ごとの基準、大判複合機にあつては表 5 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>拡張性のあるデジタルコピー機 ア．拡張性のあるデジタルコピー機（拡張性のある大判デジタルコピー機を除く。）のうちカラーコピー機能を有するものにあつては表 6 に示された区分ごとの基準、それ以外のもの（毎分 86 枚以上の複写が可能なものを除く。）にあつては表 1 に示された区分ごとの基準を上回らないこと（表 1 中「 」の欄にあつては、表 2 に示された区分ごとの基準を満たすこと。） イ．拡張性のある大判デジタルコピー機にあつては、表 7 に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 カートリッジ方式の場合、使用済みカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。</p>
--	---

備考) 1 「大判コピー機」、「大判複合機」及び「拡張機能付き大判デジタル複写機」とは、A2 サイズ又は 17"×22"サイズ以上の用紙を処理するコピー機、複合機及び拡張機能付きデジタルコピー機をいう。

- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表1 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの基準エネルギー消費効率等の基準

コピー速度(CPM：1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4機	B 4機	A 3機	A 3 Y機	
0 < CPM 10	11		19	27	推奨
10 < CPM 20			55	77	
20 < CPM 30		85	99	139	必須
30 < CPM 40	88	108	125	175	
40 < CPM 50	123	151	176	246	
50 < CPM 60	144	176		287	
60 < CPM 70	180	221	257	383	
70 < CPM 80	200	246		433	
80 < CPM 85	258	317		483	

- 備考) 1 「A 4機」、「B 4機」、「A 3機」及び「A 3 Y機」とは、それぞれA 4版の短辺、B 4版の短辺、A 3版の短辺及びA 3版の長辺を最大通紙幅とするコピー機をいう。
- 2 「コピー速度」とは、A 4版普通紙へ連続複写を行った場合の1分当たりのコピー枚数をいう。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面をコピーすることができる機能とする。以下表2について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表2について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表2について同じ。
- 6 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく通商産業省告示第193号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

表2 コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準（表1「 」印部分）

コピー速度 (CPM:1分当たりのコピー枚数)	低電力モード消費電力	低電力モードへの移行時間	低電力モードからの復帰時間	おモード消費電力	おモードへの移行時間	両面コピー機能
0 < CPM 20	-	-	-	5W	30分	推奨
20 < CPM 44	3.85 × CPM + 5W	15分	30秒	15W	60分	必須
44 < CPM	3.85 × CPM + 5W	15分	30秒 (推奨)	20W	90分	必須

- 備考) 1 「コピー速度」とは、1分当たりのコピー枚数(CPM)をいう。以下表3について同じ。

両面コピーについてはコピー枚数を2枚と計算する。

大判コピー機を除くコピー機については、A4サイズ用の紙を用いた場合のコピー速度とする。また、大判コピー機については、当該機器の最大サイズの1分当たりのコピー枚数を次のようにA4サイズの用紙のコピー枚数に換算してコピー速度を算定する。

A2サイズの用紙は、コピー枚数を4倍すること。

A1サイズの用紙は、コピー枚数を8倍すること。

A0サイズの用紙は、コピー枚数を16倍すること。

- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下表3から7について同じ。
- 3 「オフモード」とは、一定時間が経過した後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下表3、6及び7について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。以下表3から7について同じ。
- 5 低電力モードの消費電力が常にオフモードの消費電力を満たす場合は、オフモードを備える必要はない。以下表3、6及び7について同じ。

表3 大判コピー機に係るコピー速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

コピー速度 (CPM:1分当たりの コピー枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード への 移行時間	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間
0 < CPM 40	-	-	-	10W	30分
40 < CPM	$3.85 \times \text{CPM} + 5\text{W}$	15分	30秒 (推奨)	20W	90分

表4 複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	スリープ モード 消費電力	スリープ モード への移行時間	両面 コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	25W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	70W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒	80W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	95W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	120分	必須

備考) 1 「画像再生速度」とは、あらかじめ設定された解像度においての1分当たりの白黒画像の出力枚数(ipm)をいう。以下表5から7について同じ。

両面の画像出力については出力枚数を2枚と計算する。複写速度と印刷速度が異なる場合は、いずれか速いものとする。

一画像は、A4サイズ又は8.5"×11"サイズの用紙に、各辺からの余白を1インチ(2.54cm)、使用フォントを12ポイント、行間を一行とした白黒画像とする。

- 2 「スリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き出力動作が行われなかった場合、電源を切ることなしに自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。以下表5から7について同じ。
- 3 「両面コピー機能」とは、自動的に両面を画像出力することができる機能とする。以下表6について同じ。
- 4 「推奨」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることが望ましいことをいう。以下表6について同じ。
- 5 「必須」とは、両面コピー機能を備えていること又は両面コピー機能を付加的に備えることができることをいう。以下表6について同じ。
- 6 低電力モードの消費電力が常にスリープモードの消費電力を満たす場合は、スリープモードを備える必要はない。以下表5について同じ。
- 7 低電力モードへの移行時間は出荷時に15分以下にセットする。以下表5から7について同じ。

表5 大判複合機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	スリープモード 消費電力	スリープモード への移行時間
0 < IPM 40	-	-	70W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 50\text{W}$	30秒(推奨)	105W	90分

表6 拡張性のあるデジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの 復帰時間	オフモード 消費電力	オフモード への 移行時間	両面コピー 機能
0 < IPM 10	-	-	5W	15分	推奨
10 < IPM 20	-	-	5W	30分	推奨
20 < IPM 44	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒	15W	60分	必須
44 < IPM 100	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	90分	必須
100 < IPM	$3.85 \times \text{IPM} + 5\text{W}$	30秒(推奨)	20W	120分	必須

表7 拡張性のある大判デジタルコピー機に係る画像再生速度の区分ごとの低電力モード消費電力等の基準

画像再生速度 (IPM:1分当たりの 出力枚数)	低電力モード 消費電力	低電力モード からの復帰時間	オフモード 消費電力	オフモードへの 移行時間
0 < IPM 40	-	-	65W	30分
40 < IPM	$4.85 \times \text{IPM} + 45\text{W}$	-	100W	90分

(2) 目標の立て方

当該年度のコピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 2 電子計算機

(1) 品目及び判断の基準等

電子計算機	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品（使用済み二次電池を含む。）の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------	---

備考) 1 電子計算機のうち次のいずれかに該当するものは、「電子計算機」に含まない。

演算処理装置、主記憶装置、入出力制御装置及び電源装置がいずれも多重化された構造のもの

複合理論性能が1秒につき1万メガ演算以上のもの

100以上のプロセッサからなる演算処理装置を用いて演算を実行することができるもの

入出力用信号伝送路(最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものに限る。)が512本以上のもの

複合理論性能が1秒につき100メガ演算未満のもの

専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用されるものであって、磁気ディスク装置を内蔵していないもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 電子計算機に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

電子計算機 の種別	区 分		基準エネルギー 消費効率
	入出力用信号 伝送路の本数	主記憶容量	
サーバ型 電子計算機	32本以上		21
	16本以上32本未満		3.6
	8本以上16本未満	16ギガバイト以上	2
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	2
		4ギガバイト未満	1.4

	4本以上8本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		4ギガバイト未満	0.41
	4本未満	16ギガバイト以上	1.8
		4ギガバイト以上16ギガバイト未満	0.41
		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.29
		2ギガバイト未満	0.28
	クライアント型電子計算機のうち電池駆動型以外のもの	2本以上4本未満	2ギガバイト以上4ギガバイト未満
1ギガバイト以上2ギガバイト未満			0.19
1ギガバイト未満			0.16
2本未満		2ギガバイト以上4ギガバイト未満	0.19
		1ギガバイト以上2ギガバイト未満	0.12
		1ギガバイト未満	0.043
クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のもの			0.0065

備考) 1 「サーバ型電子計算機」とは、クライアント型電子計算機以外のものをいう。

2 「入出力用信号伝送路本数」とは、演算処理装置と主記憶装置とを接続する信号伝送路(当該信号伝送路と同等の転送能力を有するその他の信号伝送路を含む。)から直接分岐するもの又はそれに接続される信号伝送路分割器から直接分岐するものであって、グラフィックディスプレイポート又はキーボードポートのみを介して外部と接続されるもの以外のものうち、最大データ転送速度が1秒につき100メガビット以上のものの本数をいう。

3 「クライアント型電子計算機」とは、グラフィックディスプレイポート及びキーボードポートを有するもの(グラフィックディスプレイポートに換えてディスプレイ装置を内蔵しているもの又はキーボードポートに換えてキーボードを内蔵しているものを含む。)であって、主記憶容量が4ギガバイト未満かつ入出力用信号伝送路本数が4本未満のものをいう。

4 「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第194号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 3 プリンタ等

(1) 品目及び判断の基準等

<p>プリンタ</p> <p>プリンタ/ファクシミリ兼用機</p>	<p>【判断の基準】 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの。ただし から までを除く。）にあっては、表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。 カラープリンタ（A3サイズ、A4サイズ等の用紙に対応するもの）にあっては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。 A3サイズの用紙に対応するインパクト式プリンタにあっては、表3に示された基準を満たすこと。 大判プリンタにあっては、表4に示された区分ごとの基準を満たすこと。 古紙配合率100%の再生紙に対応可能であること。</p> <p>【配慮事項】 使用済みのインク又はトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------------------------------	---

- 備考) 1 「大判プリンタ」とは、A2サイズ又は17"×22"サイズ以上の用紙に対応するものをいう。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 **【判断の基準】** ~ において2000年10月31日までに出荷を開始した製品については、表5に示された基準を満たすこと。

表1 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM 20	15分	20W
20 < PPM 30	30分	30W
30 < PPM 44	60分	40W
44 < PPM	60分	75W

- 備考) 1 「印刷速度」とは、1分当たりの印刷枚数(PPM)をいう。以下表2、4及び5について同じ。
 大判プリンタを除くプリンタについては、A4サイズ用紙における印刷速度とする。また、大判プリンタについては、当該機器の最大サイズの1分当たりの印刷枚数を次のようにA4サイズ用紙の印刷枚数に換算して印刷速度を算定する。
 A2サイズ用紙は、印刷枚数を4倍すること。
 A1サイズ用紙は、印刷枚数を8倍すること。
 A0サイズ用紙は、印刷枚数を16倍すること。
- 2 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。以下、表2から5についても同じ。
- 3 「応答指令」とは、ユーザーによる外部入力等で製品を低電力モード移行前と同一の状態に戻す指令をいう。ただし、ネットワークのポーリング指令は含まない。以下表2から5について同じ。
- 4 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則(平成13年3月30日平成13・03・23資第5号)別表第2による。以下表2から5について同じ。
- 5 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。以下表2から5について同じ。
- 6 ネットワーク上で使用できる機能が含まれる場合は、ネットワークに接続された状態で、表の基準に適合していなければならない。また、ネットワーク上で低電力モードになっても、製品に対する応答指令に答える機能が保持されていなければならない。以下表2から5について同じ。
- 7 20PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、モノクロ熱転写方式並びにインクジェット方式を含むものとする。

表2 カラープリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 20	60分	45W
20 < PPM	60分	70W

備考) 10PPM以下の印刷速度であって、ネットワーク機能が含まれる製品のうち、2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に5Wを加えることができるものとする。また、カラー電子写真方式、カラー熱転写方式を含むものとする。ただし、カラーインクジェット方式は除くものとする。

表3 A3サイズ用紙に対応するインパクト式プリンタに係る低電力モードへの移行時間等の基準

低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
30分	28W

備考) 2001年10月31日までに出荷を開始した製品については、低電力モードの消費電力の基準値に2Wを加えることができるものとする。

表4 大判プリンタに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	30分	35W
10 < PPM 40	30分	65W
40 < PPM	90分	100W

表5 プリンタ又はプリンタ/ファクシミリ兼用機に係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準【2000年10月31日以前】

印刷速度 (PPM: 1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 7	15分	15W
7 < PPM 14	30分	30W
14 < PPM, 及びハイエンドカラープリンタ	60分	45W

(2) 目標の立て方

当該年度のプリンタ及びプリンタ/ファクシミリ兼用機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 4 ファクシミリ

(1) 品目及び判断の基準等

ファクシミリ	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済みトナーカートリッジの回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 使用する電池は、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物を含まないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ファクシミリに係る印刷速度の区分ごとの低電力モードへの移行時間等の基準

印刷速度 (PPM：1分当たりの印刷枚数)	低電力モードへの移行時間	低電力モードの消費電力
0 < PPM 10	5分	10W
10 < PPM	5分	15W

備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。

2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。

3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のファクシミリの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 5 スキャナ

(1) 品目及び判断の基準等

スキャナ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	--

備考) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 スキャナに係る移行時間等の基準

移行時間	低電力モード消費電力
15 分	12W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される低電力状態をいう。
- 2 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 3 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のスキャナの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 6 磁気ディスク装置

(1) 品目及び判断の基準等

磁気ディスク装置	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------	---

- 備考) 1 磁気ディスク装置のうち次のいずれかに該当するものは、「磁気ディスク装置」に含まない。
 記憶容量が1ギガバイト以下のもの
 ディスクの直径が40ミリメートル以下のもの
 最大データ転送速度が1秒につき3,200メガバイトを越えるもの
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 磁気ディスク装置に係るその種別等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率算定式
磁気ディスク装置の種別	磁気ディスク装置の形状及び性能	
単体ディスク	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6$
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7$
	ディスクサイズが75ミリメートル超であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.2$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が1枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 25.6$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が2枚又は3枚のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 26.7$
	ディスクサイズが40ミリメートル超75ミリメートル以下であってディスク枚数が4枚以上のもの	$E = \exp(2.98 \times \ln(N)) - 27.6$
サブシステム	データ転送速度が毎秒160メガバイト超のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 17.1$
	データ転送速度が毎秒160メガバイト以下のもの	$E = \exp(2.00 \times \ln(N)) - 17.2$

- 備考) 1 基準エネルギー消費効率算定式中のNは、磁気ディスクの回転数(rpm)を表す。
- 2 \ln は底をeとする対数を表す。
- 3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第195号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の磁気ディスク装置の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

5 - 7 ディスプレイ

(1) 品目及び判断の基準等

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ることに。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材又は一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	--

- 備考) 1 「ディスプレイ」とは、電子計算機の表示装置として使用する標準的なディスプレイを対象とする。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ディスプレイに係る低電力モード消費電力等の基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

- 備考) 1 「低電力モード」とは、一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられ実現される最初の低電力状態をいう。
- 2 「ディープスリープモード」とは、低電力モードに移行後に引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態をいう。
- 3 消費電力の測定方法については、国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 4 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後に低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。

(2) 目標の立て方

当該年度のディスプレイの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6. 家電製品

6 - 1 電気冷蔵庫等

(1) 品目及び判断の基準等

電気冷蔵庫	【判断の基準】 表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。 断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 【配慮事項】 冷媒及び断熱材発泡剤に地球温暖化影響の小さい物質が使用されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
電気冷凍庫	
電気冷凍冷蔵庫	

備考) 1 電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫のうち次のいずれかに該当するものは、「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まない。

熱電素子を使用するもの

業務の用に供するために製造されたもの

吸収式のもの

電気冷凍庫のうち横置き型のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 電気冷蔵庫等に係る年間消費電力量算定式

区 分		年間消費電力量算定式
電気冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.427(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{㉔})$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{㉔})+178(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.281(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{㉔})$
	冷気強制循環方式のもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{㉔})+353(\text{kWh}/\text{年})$
電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{㉔})$
	冷気強制循環方式のもので特定技術を使用したもの	$\times V_{\text{adj}}(\text{㉔})+320(\text{kWh}/\text{年})$
	冷気強制循環方式のもので上段以外のもの	$E=0.507(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{㉔})$
		$\times V_{\text{adj}}(\text{㉔})+147(\text{kWh}/\text{年})$
		$E=0.433(\text{kWh}/\text{年}\cdot\text{㉔})$
		$\times V_{\text{adj}}(\text{㉔})+340(\text{kWh}/\text{年})$

備考) 1 E及びVは、次の数値を表す。

E : 年間消費電力量 (kWh/年)

V_{adj} : 調整内容積 (単位: ㉔)

冷凍室がスリスター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-18 以下)の電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=2.15 \times V(\text{冷凍室の定格内容積}) + V(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

冷凍室がツースター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-12 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.85 \times V(\text{冷凍室の定格内容積}) + V(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

冷凍室がワンスター室タイプ(平均冷凍負荷温度が-6 以下)の電気冷凍冷蔵庫にあつては、次式によって求めた数値

$$V_{adj}=1.55 \times V(\text{冷凍室の定格内容積}) + V(\text{冷凍室以外の貯蔵室の定格内容積})$$

- 3 「特定技術」とは、インバーター技術及び真空断熱技術をいう。
- 4 年間消費電力量の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第704号(平成11年12月22日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の電気冷蔵庫、電気冷凍庫及電気冷凍冷蔵庫の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 2 エアコンディショナー

(1) 品目及び判断の基準等

<p>エアコンディショナー</p>	<p>【判断の基準】 冷暖房の用に供するエアコンディショナーについては、表1に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷房の用にのみ供するエアコンディショナーについては、表2に示された区分ごとの基準を下回らないこと。 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------------	---

備考) 1 エアコンディショナーのうち次のいずれかに該当するものについては、「エアコンディショナー」に含まない。

冷房能力が28キロワットを越えるもの

水冷式のもの

圧縮用電動機を有しない構造のもの

電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの

機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの

専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの

スポットエアコンディショナー

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

室外測熱交換器の給排気口にダクトを有する構造のもの

冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む)を有する構造のもの

高气密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの

専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表1 冷暖房の用に供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷暖房平均エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷暖房平均 エネルギー消費 効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.85
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	5.27
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	4.90
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.65
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.17
	7.1キロワット超	3.10
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.96
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.96
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.20
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.12
	7.1キロワット超	3.06
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	3.02
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.02
	7.1キロワット超	3.02
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	4.12
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	3.07

備考) 1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。以下表2について同じ。

2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。以下表2について同じ。

3 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第190号(平成11年3月31日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。以下表2について同じ。

表2 冷房の用のみに供するエアコンディショナーに係るユニットの形態等の区分ごとの基準冷房エネルギー消費効率の基準

区 分		基準冷房エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの		2.67
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	2.5キロワット以下	3.64
	2.5キロワット超3.2キロワット以下	3.64
	3.2キロワット超4.0キロワット以下	3.08
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.91
	7.1キロワット超	2.81
直吹き形でその他のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.88
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.85
	7.1キロワット超	2.85
ダクト接続形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	4.0キロワット以下	2.72
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	2.71
	7.1キロワット超	2.71
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0キロワット以下	3.23
	4.0キロワット超7.1キロワット以下	3.23
	7.1キロワット超	2.47

(2) 目標の立て方

当該年度のエアコンディショナーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 3 テレビジョン受信機

(1) 品目及び判断の基準等

テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 液晶テレビであること。 液晶テレビ以外のテレビジョン受信機にあっては、表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

備考) 1 「液晶テレビ以外のテレビジョン受信機」はブラウン管を有するものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限りに、次のいずれかに該当するものは、これに含まない。

産業用のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

インターネット機能内蔵のもの

デジタルパーサタイルディスク内蔵のもの

フロッピーディスクドライバー内蔵のもの

水平周波数が33.8キロヘルツを超えるマルチスキャン対応のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 テレビジョン受信機に係るその形態等の区分ごとの基準エネルギー消費効率算定式

テレビジョン受信機の形態	区分 機能	基準エネルギー消費効率算定式
ブラウン管の偏向角度が100度以下のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=2.5S+32$
	VTR内蔵のもの	$E_M=2.5S+60$
ブラウン管の偏向角度が100度超のもの(ワイドテレビ又は倍速走査方式のものを除く。)	VTR内蔵のもの以外	$E_M=5.1S-4$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+24$
ワイドテレビ	VTR内蔵のもの以外であって付加機能がないもの	$E_M=5.1S-11$
	VTR内蔵のもの	$E_M=5.1S+17$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を1有するもの	$E_M=5.1S+6$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を2有するもの	$E_M=5.1S+13$
	VTR内蔵のもの以外であって付加機能を3有するもの	$E_M=5.1S+59$

倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ		$E_M=5.5S+72$
倍速走査方式のもののうちハイビジョンテレビ以外のもの		$E_M=5.5S+41$

備考) 1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいう。

2 「ワイドテレビ」とは、通常走査方式(走査線数 525 本のもの)であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビをいう。

3 「倍速走査方式のもの」とは、通常走査方式以外のテレビをいう。

4 「付加機能」とは、2 チューナー 2 画面分割機能、文字多重放送受信機能及び MUSE - NTSC コンバータをいう。

5 「ハイビジョンテレビ」とは、走査線数 1,125 本であって、画面の横縦比が 16:9 のテレビのうち、MUSE デコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

6 E_M 及び S は次の数値を表すものとする。

E_M : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時)

S : 受信機型サイズ(ブラウン管の対角外形寸法をセンチメートル単位で表した数値を 2.54 で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。)

7 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 192 号(平成 11 年 3 月 31 日)の「2 エネルギー消費効率の測定方法」による。

8 表の基準は、フラット型ブラウン管(ブラウン管表面の中心と周辺部間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率が 0.5%以下のもの(ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス 5 mm 以内のこと。))を使用したテレビ(倍速走査方式のものを除く。)について準用する。

この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、ブラウン管の偏向角度が 100 度以下のもの(ワイドテレビを除く。)及びワイドテレビにあっては 10 を、ブラウン管の偏向角度が 100 度超のもの(ワイドテレビを除く。)にあっては 25 をそれぞれ当該算定式の右辺に加えた式として取り扱うものとする。

(2) 目標の立て方

当該年度のテレビジョン受信機の調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

6 - 4 ビデオテープレコーダー

(1) 品目及び判断の基準等

ビデオテープレコーダー	<p>【判断の基準】 表に示された区分ごとの基準を上回らないこと。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	--

備考) 1 「ビデオテープレコーダー」は交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まない。

産業用のもの

音声及び映像に係る電気信号をデジタル方式により処理する構造のもの

走査線数が1,125本以上の映像に係る電気信号を処理する構造のもの

再生機能のみを有する構造のもの

デジタル放送受信機内蔵のもの

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

表 ビデオテープレコーダーに係る基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.5
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有するものであって衛星放送受信機能を有しないもの	2.0
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有するもの	2.2
水平解像度が400本以上の信号の処理能力を有しないものであって衛星放送受信機能を有しないもの	1.7

備考) 1 表の基準は、ビデオテープの作動装置を複数有するものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率は、それぞれ当該数値に1.6を乗じた数値として取り扱うものとする。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第196号（平成11年3月31日）の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度のビデオテープレコーダーの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

7. 照 明

7 - 1 蛍光灯照明器具

(1) 品目及び判断の基準等

蛍光灯照明器具	<p>【判断の基準】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。 Hfインバータ方式器具であること。 表に示された区分ごとの基準を下回らないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	---

備考) 蛍光灯照明器具のうち次のいずれかに該当するものは、「蛍光灯照明器具」に含まない。

防爆型のもの

耐熱型のもの

防じん構造のもの

耐食型のもの

車両その他の輸送機関用に設計されたもの

40形未満の蛍光灯を使用するもの(家庭用つりさげ形及び直付け形並びに卓上スタンド用けい光燈器具を除く。)

表 蛍光灯照明器具に係るその区分ごとの基準エネルギー消費効率の基準

区 分	基準エネルギー消費効率
1 直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	79.0
2 直管形40形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの	71.0
3 直管形40形スタータ形蛍光灯を用いるもの	60.5
4 直管形20形スタータ形蛍光灯を用いるものであって電子安定器式のもの	77.0
5 直管形20形スタータ形蛍光灯を用いるものであって磁気安定器式のもの	49.0
6 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が72を超えるもの	81.0
7 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	82.0
8 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの	75.5
9 使用する環形蛍光灯の大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの	59.0
10 コンパクト形蛍光灯を用いた卓上スタンド	62.5
11 直管形蛍光灯を用いた卓上スタンド	61.5

備考) 1 「直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯を用いるもの」は、96形コンパクト形蛍光灯を用いるもの及び105形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光灯を用いるものを含む。

- 2 「直管形 40 形ラピッドスタート形蛍光ランプを用いるもの」は、36 形及び 55 形コンパクト形蛍光ランプを用いるもの並びに 32 形、42 形及び 45 形高周波点灯専用形コンパクト形蛍光ランプを用いるものを含む。
- 3 「ランプの大きさの区分」とは、日本工業規格 C 7601 付表 1 に規定する大きさの区分をいう。なお、環形高周波点灯専用形蛍光ランプにあつては、定格ランプ電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。
- 4 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく通商産業省告示第 191 号（平成 11 年 3 月 31 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光灯照明器具の調達総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

7 - 2 蛍光管

(1) 品目及び判断の基準等

<p>蛍光管 (直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)</p>	<p>【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと。 高周波点灯専用形（H f）であること。 ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、以下の基準を満たすこと。 ア．エネルギー消費効率は、ランプ効率で 80lm/W 以上であること。 イ．演色性は平均演色評価数 R a が 80 以上であること。 ウ．管径は 32.5（±1.5）mm 以下であること。 エ．水銀封入量は製品平均 10mg 以下であること。 オ．定格寿命は 10,000 時間以上であること。</p>
---------------------------------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度の蛍光管(直管型：大きさの区分 40 形蛍光ランプ)の調達総量（本数）に占める基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。

8 . 自動車等

8 - 1 自動車

(1) 品目及び判断の基準等

自動車	<p>【判断の基準】</p> <p>新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 ガソリン車</p> <p>ア．乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合し、かつ、表1に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>ディーゼル車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表2に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>LPガス車</p> <p>ア．乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>イ．軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合し、かつ、表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が削減されていること。</p> <p>資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>再生材が多く使用されていること。</p>
-----	--

備考) 1 「自動車」の判断の基準は、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（ただし、判断の基準のうち から については二輪車を、 から については二輪車及び重量車を除く。）を対象とする。

2 一般公用車（通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員10名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。）については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表1 ガソリン乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	21.2km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	17.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.0km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.0km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	10.5km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	8.9km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	7.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	6.4km/ℓ以上

表2 ディーゼル乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が1,016kg未満	18.9km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	16.2km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	13.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	11.9km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	10.8km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	9.8km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	8.7km/ℓ以上

表3 LPガス乗用車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/ℓ以上

表4 ガソリン貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード 燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	20.2km/ℓ以上
			構造 B	17.0km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	18.0km/ℓ以上
			構造 B	16.7km/ℓ以上
		828kg以上		15.5km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			16.2km/ℓ以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	16.5km/ℓ以上
			構造 B	15.5km/ℓ以上
	828kg以上		14.9km/ℓ以上	
車両総重量が 1.7t以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		17.8km/ℓ以上
		1,016kg以上		15.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		13.8km/ℓ以上
車両総重量が 1.7t超2.5t以 下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.3km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		10.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,516kg以上		9.3km/ℓ以上
		1,266kg未満	構造 A	12.5km/ℓ以上
			構造 B	11.2km/ℓ以上
1,266kg以上		10.3km/ℓ以上		

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下表5及び6について同じ。

最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの（後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。）であること。

2 「構造 B」とは、構造 A以外の構造をいう。以下表5及び6について同じ。

表5 ディーゼル貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
車両総重量が1.7ト以下のも	手 動 式			17.7km/ℓ以上
	手動式以外のもの			15.1km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	17.4km/ℓ以上
			構造 B	14.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		14.1km/ℓ以上
			1,516kg以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	14.5km/ℓ以上
			構造 B	12.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		12.3km/ℓ以上
			1,516kg以上1,766kg未満	
1,766kg以上		9.9km/ℓ以上		

表6 LPガス貨物車に係るその区分ごとの10・15モード燃費の基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/ℓ以上
			構造 B	13.3km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/ℓ以上
			構造 B	13.1km/ℓ以上
	手動式以外のもの	828kg以上		12.1km/ℓ以上
			703kg未満	構造 A
		703kg以上 828kg未満	構造 B	12.7km/ℓ以上
			構造 A	12.9km/ℓ以上
構造 B	12.1km/ℓ以上			
828kg以上		11.7km/ℓ以上		
車両総重量が1.7ト以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		12.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/ℓ以上
		1,016kg以上		10.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7ト超2.5ト以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/ℓ以上
			構造 B	9.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/ℓ以上
	1,516kg以上		7.3km/ℓ以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/ℓ以上
			構造 B	8.8km/ℓ以上
1,266kg以上		8.1km/ℓ以上		

(2) 目標の立て方

一般公用車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

一般公用車以外の自動車にあつては、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)に占める基準を満たす物品の数量(台数)の割合とする。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、LPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車については、当該年度における調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(台数)とする。

8 - 2 I T S 対応車載器

(1) 品目及び判断の基準等

E T C 対応 車載器	【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム（E T C）に対応し、自動車に取り付け、有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。
V I C S 対 応車載機	【判断の基準】 道路交通情報通信システム（V I C S）に対応し、光ビーコン、電波ビーコン及びFM多重放送の3つのメディアのいずれからも道路交通情報を受信することが可能であり、当該情報を車載モニター上に表示する装置であること。

(2) 目標の立て方

各品目ごとの当該年度における調達総数（個数）とする。

9 . 制服・作業服

(1) 品目及び判断の基準等

制服 作業服	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
---------------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める基準を満たす物品の数量（着数）の割合とする。

10．インテリア・寝装寝具

10 - 1 カーテン

(1) 品目及び判断の基準等

カーテン	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用したカーテンの調達総量（枚数）に占める基準を満たす物品の数量（枚数）の割合とする。

10 - 2 カーペット

(1) 品目及び判断の基準等

織じゅうたん ニードルパンチ カーペット	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 製品使用後に回収され、原料又は各種素材として再生利用されるための仕組みが整っていること。</p>
--------------------------------	--

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した織じゅうたん及びニードルパンチカーペットの調達総量（ m^2 ）に占める基準を満たす物品の数量（ m^2 ）の割合とする。

10 - 3 毛布等

(1) 品目及び判断の基準等

毛布	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中わたに使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中わたの繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布又はふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める基準を満たす物品の各品目ごとの数量（枚数）の割合とする。

10 - 4 ベッド

(1) 品目及び判断の基準等

<p>ベッドフレーム</p>	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たすこと。 プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/㎡以下であること。 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p>【配慮事項】 修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が可能である等長期間の使用が可能な設計がなされている、または、分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

- 備考) 1 ベッドフレーム及びマットレスのうち、医療用、介護用等特殊な用途のものについては「ベッドフレーム」及び「マットレス」に含まない。
- 2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）
- 3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する短繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生利用したものをいう。
- 4 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。
- 5 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合については、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

(2) 目標の立て方

当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達(リース・レンタル契約を含む。)総量(点数)に占める基準を満たす物品の数量(点数)の割合とする。

1 1 . 作業手袋

(1) 品目及び判断の基準等

作業手袋	<p>【判断の基準】 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、製品全体（すべり止めの塗布加工が施されている場合は塗布部分を除く）重量比で50%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 再生PET樹脂から得られるポリエステル以外の繊維についても、再生繊維が使用されていること（手首のオーバーロック、ゴム糸及びすべり止め塗布加工部分を除く）。</p>
------	---

(2) 目標の立て方

当該年度におけるポリエステル繊維を使用している作業手袋の調達総量（双）に占める基準を満たす物品の数量（双）の割合とする。

12. 設 備

(1) 品目及び判断の基準等

太陽光発電システム	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
太陽熱利用システム	<p>【判断の基準】 給湯用又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用したシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
燃料電池	<p>【判断の基準】 商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等部品の再使用又は素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>
生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易である等素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。</p>

(2) 目標の立て方

太陽光発電システム又は燃料電池にあつては、当該年度における調達による各品目ごとの総設備容量（kW）とする。

太陽熱利用システムにあつては、当該年度における調達による総集熱面積（㎡）とする。

太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの複合システムにあつては、当該年度における調達による総設備容量（kW）及び総集熱面積（㎡）とする。

生ゴミ処理機にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約及び食堂運営受託者による導入を含む）総量（台数）とする。

13. 公共工事

(1) 品目及び判断の基準等

公共工事	【判断の基準】 契約図書において、一定の環境負荷低減効果が認められる表1に示す資材又は建設機械の使用を義務付けていること。
------	---

注) 義務付けに当たっては、工事全体での環境負荷低減を考慮する中で実施することが望ましい。

(2) 目標の立て方

今後、実績の把握方法等の検討を進める中で、目標の立て方について検討するものとする。

表 1

資材、建設機械の品目

特定調達 品目名	分類	品目名		資材等 の判断 の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	土砂	建設汚泥から再生した処理土	表 2
		コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	
		コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	
			フェロニッカルスラグ骨材	
			銅スラグ骨材	
		アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
		路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	
		小径丸太材	間伐材	
		混合セメント	高炉セメント	
			フライッシュセメント	
		コンクリート及びコンクリート 2 次製品	透水性コンクリート	
		塗料	下塗用塗料(重防食)	
		園芸資材	バークたい肥	
			下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	
		道路照明	環境配慮型道路照明	
		タイル	陶磁器質タイル	
		建具	断熱サッシ・ドア	
		再生木質ボード	パーティクルボード	
			繊維板	
			木質系セメント板	
		断熱材	断熱材	
		照明機器	照明制御システム	
		空調用機器	吸収冷温水機	
		衛生器具	自動水栓	
			自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
建設機械	-	排出ガス対策型建設機械		
		低騒音型建設機械		

表 2

【資材】

品目分類	品目名	判断の基準等
土砂	建設汚泥から再生した処理土	【判断の基準】 建設汚泥から再生した処理土であること。
コンクリート塊、ア スファルト・コンク リート塊リサイクル 資材	再生加熱アス ファルト混合物	【判断の基準】 アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	再生骨材等	【判断の基準】 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
コンクリート用ス ラグ骨材	高炉スラグ 骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ [*] 骨材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグ [*] を使用した骨材であること。
	銅スラグ骨 材	【判断の基準】 天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂又は砕石の一部若しくは全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
アスファルト混合 物	鉄鋼スラグ 混入アスファルト 混合物	【判断の基準】 加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ 混入路盤材	【判断の基準】 路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
小径丸太材	間伐材	【判断の基準】 間伐材であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。
混合セメン ト	高炉セメン ト	【判断の基準】 高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。
	フライアッシュセメント	【判断の基準】 フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
コンクリート及び コンクリート 2 次 製品	透水性コンク リート	【判断の基準】 透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。
塗料	下塗用塗料 (重防食)	【判断の基準】 鉛又はクロムを含む顔料を配合していないこと。

園芸資材	バークたい肥	<p>【判断の基準】 以下の基準を満足すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物） 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物） 70meq/100g以上 ・pH 5.5～7.5 ・水分 60%以下 ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常を認めない ・窒素全量〔N〕（現物） 0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物） 0.1%以上 												
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<p>【判断の基準】 製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であること。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ヒ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>その他の制限事項 ア．金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 イ．植害試験の調査を受け害が認められないものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウ．有機物の含有率（乾物） 35%以上 エ．炭素窒素比〔C/N比〕 20以下 オ．pH 8.5以下 カ．水分 50%以下 キ．窒素全量〔N〕（現物） 0.8%以上 ク．りん酸全量〔P₂O₅〕（現物） 1.0%以上 ケ．アルカリ分（現物） 15%以下 	ヒ素	0.005%	カドニウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛	0.01%
ヒ素	0.005%													
カドニウム	0.0005%													
水銀	0.0002%													
ニッケル	0.03%													
クロム	0.05%													
鉛	0.01%													
道路照明	環境配慮型道路照明	<p>【判断の基準】 高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>												

タイル	陶磁器質 タイル	<p>【判断の基準】 原料に再生材料（表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。 ただし、再生材料は通常利用している同一工場からの廃材は除くものとする。</p> <p>【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出が少ないこと。</p> <p>資材等からの溶出方法や有害物質の溶出に係る基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討し取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。</p>
-----	-------------	--

表

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
採石および窯業廃土	前処理によらず対象
無機珪砂（キラ）	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
鋳物砂	
陶磁器屑	
石炭灰	
廃プラスチック	
建材廃材（汚泥を除く。）	
廃ゴム	
廃ガラス	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
上水道汚泥	前処理によらず対象
湖沼等の汚泥	

品目分類	品目名	判断の基準等
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いたサッシであること。 ・二重サッシであること。 ・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置を講じたドアであること。
再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	<p>【判断の基準】</p> <p>合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む。)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1(50%)以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1(20%)以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。)</p> <p>居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/㎡以下であること。</p>
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。</p> <p>なお、断熱材のうちグラスウール及びロックウールの製造に用いる再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で80%以上であること。 ・ロックウール：再生資源利用率は、原材料の重量比で85%以上であること。
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>連続調光可能なHf蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御装置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。</p>
空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>冷房の成績係数が1.05以上であること。</p>

備考) 1 吸収冷温水機の判断の基準については、冷凍能力が25kW以上の吸収冷温水機に適用する。

2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、日本工業規格 B 8622 による。

品目分類	品目名	判断の基準等
衛生器具	自動水栓	【判断の基準】 電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。
	自動洗淨装置及びその組み込み小便器	【判断の基準】 洗淨水量が4ℓ/回以下であり、また、使用状況により、洗淨水量を制御すること。

【建設機械】

品目名	判断の基準等																																																						
排出ガス対策型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が別表1に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表1)</p> <table border="1" data-bbox="416 577 1326 801"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位) 出力区分</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5～15kW 未満</td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15～30kW 未満</td> <td>1.9</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30～272kW 以下</td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5.0</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)	7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50	15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50	30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																		
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																			
7.5～15kW 未満	2.4	12.4	5.7	50																																																			
15～30kW 未満	1.9	10.5	5.7	50																																																			
30～272kW 以下	1.3	9.2	5.0	50																																																			
低騒音型建設機械	<p>【判断の基準】</p> <p>建設機械の騒音の測定値が別表2に掲げる値以下のものであること。</p> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="416 1039 1326 2080"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>機関出力 (kW)</th> <th>騒音基準値 (dB)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ブルドーザー</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">バックホウ</td> <td>P < 55</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ドラグライン クラムシェル</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">トラクターショベル</td> <td>P < 55</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン</td> <td>P < 55</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>103 P < 206</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>206 P</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>バイプロハンマー</td> <td></td> <td>107</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機</td> <td>P < 55</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>55 P < 103</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>103 P</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	ブルドーザー	P < 55	102	55 P < 103	105	103 P	105	バックホウ	P < 55	99	55 P < 103	104	103 P < 206	106	206 P	106	ドラグライン クラムシェル	P < 55	100	55 P < 103	104	103 P < 206	107	206 P	107	トラクターショベル	P < 55	102	55 P < 103	104	103 P	107	クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100	55 P < 103	103	103 P < 206	107	206 P	107	バイプロハンマー		107	油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98	55 P < 103	102	103 P	104
機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)																																																					
ブルドーザー	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	105																																																					
	103 P	105																																																					
バックホウ	P < 55	99																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	106																																																					
	206 P	106																																																					
ドラグライン クラムシェル	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P < 206	107																																																					
	206 P	107																																																					
トラクターショベル	P < 55	102																																																					
	55 P < 103	104																																																					
	103 P	107																																																					
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P < 55	100																																																					
	55 P < 103	103																																																					
	103 P < 206	107																																																					
	206 P	107																																																					
バイプロハンマー		107																																																					
油圧式杭拔機 油圧式鋼管圧入・引拔機 油圧式杭圧入引拔機	P < 55	98																																																					
	55 P < 103	102																																																					
	103 P	104																																																					

	アースオーガー	P < 55 55 P < 103 103 P	100 104 107
	オールケーシング掘削機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	100 104 105 107
	アースドリル	P < 55 55 P < 103 103 P	100 104 107
	さく岩機（コンクリートブレイカー）		106
	ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P < 55 55 P	101 104
	コンクリートポンプ（車）	P < 55 55 P < 103 103 P	100 103 107
	コンクリート圧碎機	P < 55 55 P < 103 103 P < 206 206 P	99 103 106 107
	アスファルトフィニッシャー	P < 55 55 P < 103 103 P	101 105 107
	コンクリートカッター		106
	空気圧縮機	P < 55 55 P	101 105
	発動発電機	P < 55 55 P	98 102

14. 役務

14-1 省エネルギー診断

(1) 品目及び判断の基準

省エネルギー診断	【判断の基準】 省エネルギー診断の具体的項目に応じて、表1の技術資格を有する者若しくはこれと同等と認められる技能を有する者又はこれらの者を使用する法人が、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備及び給排水衛生設備等の稼働状況並びにエネルギー使用量について調査・分析を行い、それらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化が図られるべく、設備・機器の導入、改修及び運用改善について表2の内容を含む提案を行うものであること。
----------	---

表1

一級建築士
一級建築施工管理技士
一級電気工事施工管理技士
一級管工事施工管理技士
技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学、環境）
エネルギー管理士（熱、電気）
建築設備士

表2

過去3年間程度のエネルギー消費実績及び光熱水費実績、設備の保有と稼働状況
設備・機器ごとのエネルギー消費量の実績又は推計及び推計根拠
エネルギー消費量に関するベースラインの推定と推定根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う省エネルギー量の推計及び推計根拠
設備・機器の導入、改修、運用改善に伴う必要投資額及びその投資額に関する推定根拠

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する省エネルギー診断の総件数及び対象となりうる施設等の具体的範囲を示すこととする。

14 - 2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（ただし、冊子形状のものについては表紙を除く。） オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。</p>
----	---

備考) 1 「印刷」の判断の基準は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷を対象とする。

2 「芳香族成分」とは、日本工業規格 K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。

14 - 3 食堂

(1) 品目及び判断の基準等

食堂	<p>【判断の基準】 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等再生利用されるものであること。</p>
----	---

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数とする。

14 - 4 自動車専用タイヤ更生

(1) 品目及び判断の基準等

自動車専用 タイヤ更生	<p>【判断の基準】 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】 ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化及び走行時の静粛性の確保に配慮していること。 製品の製品の梱包は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
----------------	---

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する自動車専用タイヤ更生（自動車整備の一部として調達されるものを含む。）の総件数とする。